

申込期限は
3月31日

一時的に資金が必要な人が対象 緊急小口資金の特例貸付



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

■**対象** 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■**貸付上限額** 10万円

※次のいずれかに該当する場合は20万円
▶世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合▶世帯に要介護者がいる場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合一など

■**償還期間** 据置後2年以内(据置期間は令和4年3月末まで)

※1年以内と定められていた据置期間が変更されました。償還開始は令和4年4月

からとなります

■**貸付利子** 無利子

■**保証人** 不要

■**申込期限** 3月31日(水)

■**申し込み方法** 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

申込期限は
3月31日

生活の立て直しが必要な人が対象 総合支援資金の特例貸付



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難な世帯を対象に、総合支援資金の特例貸付を行っています。

■**対象** 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■**要件** 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意すること

■**貸付期間** 原則3カ月以内

※状況に応じて、貸付期間をさらに3カ月以内で延長できる場合があります

■**貸付上限額** ▶単身…月15万円▶2人以上…月20万円

■**償還期間** 据置後10年以内(据置期間1年以内)

■**貸付利子** 無利子

■**保証人** 不要

■**申込期限** 3月31日(水)

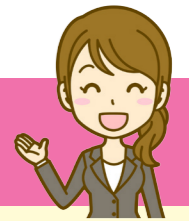
■**申し込み方法** 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

3月末までに貸し付けを受けた世帯は、再貸付制度を利用できる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

申請期限は
2月26日

対象事業者に30万円を支給 花巻市飲食店等経営支援金



花巻商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食店や自動車運転代行業を営む事業者を対象に「花巻市飲食店等経営支援金」を支給しています。

■**対象** 市内に本店または主な事業所を有し、次のいずれかに該当する事業者
▶飲食店(主な業態が日本標準産業分類「76飲食店」「77持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類され、食品衛生法に基づく営業許可を受けている事業者)▶自動車運転代行業(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定を受けている事業者)

■**要件** 令和2年11月～3年1月の間のいずれかひと月の売上げが前年同月比で30%以上減少

※申請日時点で創業から1年を経過していない事業者の場合は、創業月～申請月の間のひと月を前年同月の売上げとみなし要件を判断

■**支援額** ▶飲食店…1店舗当たり30万円▶自動車運転代行業…1事業者当たり30万円

■**申請期限** 2月26日(金)

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入し、▶営業の許可を受けていることを確認できる書類▶要件を確認できる書類(売上台帳など)▶支援金の振り込みを希望する口座通帳一などの写しを添えて、下記へ予約の上提出

制度内容の拡充を検討しています。内容が決まり次第、花巻商工会議所ホームページでお知らせします

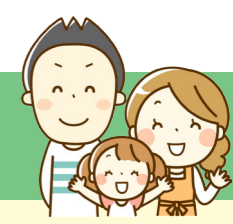


花巻商工会議所
ホームページ
QRコード

【問い合わせ・申請・予約】 花巻商工会議所本所(☎23-3381)、同会議所各支所(大迫☎48-3230、石鳥谷☎45-4488、東和☎42-3155)

特例貸付利用者の
負担を軽減

「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象 はなまき暮らしの継続応援事業



市では、岩手県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援しています。

■**対象** 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人
▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人▶4月以降の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある人

■**補助額・上限額** 貸付利用額の20%相当額
○緊急小口資金…上限4万円
○総合支援資金…上限12万円

※総合支援資金の延長貸付利用者は、最大で上限24万円まで引き上げ

■**申請期限** 2月26日(金)

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出

制度内容の拡充を検討しています。内容が決まり次第、市ホームページでお知らせします



市ホームページ
QRコード

【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3574)